

前期日程入学試験問題 法律科目試験
(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例1)

1. 平成31年2月6日午前8時頃、X市内のY公園において、ジョギング中のVが突然金属バットで頭部を激しく殴打されて意識不明の重体となる傷害事件(以下「本件傷害事実」という。)が発生し、犯人と思われる二人組の男がそれぞれバイクで逃走した。ところが、うち一人の男(甲)が逃げ遅れ、駆けつけた警察官に本件傷害事実で緊急逮捕された。
2. 甲は、「Vを殴打したのは知人の乙である。自分は事情もわからず乙に付いてきただけだ。」旨弁解した。甲は、引き続き勾留され、さらに勾留期間が10日間延長されたが、その供述は変わらず、また、警察官が捜査を尽くすも乙の所在は判明しなかった。
そこで、検察官は、勾留期限の最終日である同月26日、甲を処分保留で釈放した。
3. ところが、同日、遠方のZ県において、乙が別の窃盗事件で現行犯逮捕され、その翌日、乙は、本件傷害事実につき、「甲に頼まれて、私が金属バットでVを殴ったことに間違いはない。事件の前日に、甲から『Vが俺達の悪口を言いふらしている。明日、一緒にこの方法でVを痛めつけてやろう。』と言われてこのメモを渡された。」旨任意に供述し、上記逮捕時に所持していたメモ(以下の内容が甲の筆跡で記載されている。以下「本件メモ」という。)を警察官に任意提出した。

【本件メモの記載内容】

Y公園 朝8時 バットで殴る バイクで逃げる

問(1)(配点:25点)

「再逮捕・再勾留禁止の原則」の意義、同原則の例外が認められる理由を述べた上で、(設例1)の事実関係を前提に、警察官は、本件傷害事実で改めて甲を逮捕することができるか、論じなさい。なお、甲に対する緊急逮捕は適法であったものとする。

(設例2)

(設例1に続いて)検察官は、所要の捜査を遂げて、甲について、乙との共謀による本件傷害事実で起訴した。しかし、被告人甲は、罪状認否において、乙との共謀を否認した。検察官は、被告人甲の乙との共謀事実を立証するため、本件メモを証拠調べ請求したが、

甲の弁護人は、不同意かつ取調べに異議があるとの証拠意見を述べた。

問(2) (配点: 25点)

伝聞法則について説明した上で、本件メモの証拠能力について論じなさい。